

特許協力条約

PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条)
〔PCT18条、PCT規則43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 W-6368PCT	今後の手続については、様式PCT/ISA/220 及び下記5を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/020669	国際出願日 (日.月.年) 30.05.2018	優先日 (日.月.年) 20.06.2017
出願人(氏名又は名称) 富士フイルム株式会社		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 5 ページである。

この国際調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

b. この国際調査報告は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した(PCT規則43.6の2(a))。

c. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる(第I欄参照)。

2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第II欄参照)。

3. 発明の単一性が欠如している(第III欄参照)。

4. 発明の名称は 出願人が提出したものを承認する。

次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は 出願人が提出したものを承認する。

第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項(PCT規則38.2)の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約とともに公表される図は、

第 _____ 図とする。 出願人が示したとおりである。

出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. 要約とともに公表される図はない。

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

特別ページ参照

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. C08K5/3492(2006.01)i, C07D251/46(2006.01)i, C07D251/70(2006.01)i, C07D417/14(2006.01)i, C08F2/44(2006.01)i, C08F2/50(2006.01)i, C08F20/34(2006.01)i, C08F265/04(2006.01)i, C08J5/18(2006.01)i, G02B1/04(2006.01)i, H01L27/146(2006.01)i

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. C08K5/3492, C07D251/46, C07D251/70, C07D417/14, C08F2/44, C08F2/50, C08F20/34, C08F265/04, C08J5/18, G02B1/04, H01L27/146

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの
 日本国実用新案公報 1922-1996年
 日本国公開実用新案公報 1971-2018年
 日本国実用新案登録公報 1996-2018年
 日本国登録実用新案公報 1994-2018年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）
 CAplus/REGISTRY (STN)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X A	JP 2006-96875 A（富士写真フイルム株式会社）2006.04.13, [0109], [0112] （ファミリーなし）	17 1-16
X A	SU 1529687 A1（DRIZHD, L.P. et al.）1993.10.15, 第9-14欄 （ファミリーなし）	17 1-16

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」同一パテントファミリー文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 02.08.2018	国際調査報告の発送日 14.08.2018
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 中西 聡 電話番号 03-3581-1101 内線 3457	4 J	3 6 3 8
--	--	-----	---------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X A	JP 48-42494 B1 (富士写真フイルム株式会社) 1973. 12. 13, 第 21 頁, 第 1 表 & US 3887380 A, 第 19-20 欄, Table 1	17 1-16
X A	JP 63-216062 A (日本化薬株式会社) 1988. 09. 08, 実施例 17 (ファミリーなし)	17 1-16
X A	JP 57-188576 A (旭化成工業株式会社) 1982. 11. 19, 実施例 20 (ファミリーなし)	17 1-16
A	CN 101451020 A (PRODISC TECHNOLOGY INC.) 2009. 06. 10, (ファミリーなし)	1-17

<III 欄について>

請求項1に係る発明と請求項17に係る発明とに共通するSTFが存在しないことは明らかである（請求項1の、極めて広範であり且つ化学構造が極めて曖昧な一般式(I)で表される化合物と、請求項17の一般式(IV)で表される化合物とに共通する化学構造は、例えば文献A～Eに記載のように明らかに公知である。）

そして、請求項17は請求項1の従属請求項ではないし、請求項17に係る発明が請求項1に係る発明と実質的に同一又はそれに準ずる関係にあるといえないのは明らかである。

よって、本願は発明の単一性を欠く。

なお、請求項17に係る発明に新規性及び進歩性がないことが文献A～Eから明らかであることを鑑み、追加手数料の要求は行わなかった。

文献A：JP 2006-96875 A（富士写真フイルム株式会社）2006.04.13（[0109]，[0112]等参照）

文献B：SU 1529687 A1（DRIZHD, L. P. et al.）1993.10.15（第9-14欄等参照）

文献C：JP 48-42494 B1（富士写真フイルム株式会社）1973.12.13（第21頁，第1表等参照）

文献D：JP 63-216062 A（日本化薬株式会社）1988.09.08（実施例17等参照）

文献E：JP 57-188576 A（旭化成工業株式会社）1982.11.19（実施例20等参照）

<調査の対象について>

本願請求項1～16に係る発明については、以下の理由により、有意義な調査を行うことができる部分（以下参照）に限定して調査を行った。

本願請求項1～16に係る発明の課題は、本願明細書の[0008]等からみて、高い屈折率を有する膜を形成できると共に、段差追従性に優れる組成物の提供及び当該組成物を用いたレンズ等の提供と認められる。

しかし、本願明細書において、上記課題が実際に解決できたことが客観的に裏付けられているのは、表2に実施例1～33として開示された、特定の個別具体的な、化合物と、重合性化合物と、バインダーと、光重合開始剤と、溶剤と、界面活性剤とからなる樹脂組成物のみにとどまる。

そして、極めて広範且つ化学構造が曖昧な一般式(I)で表される化合物全般を用いた場合、重合性化合物を含まない場合、上記重合性化合物と性質が異なる重合性化合物全般を用いた場合といった、本願請求項1～16に係る発明全般にわたってまで、上記課題が解決できると客観的に判断するに足る根拠はみあたらない。

よって、本願請求項1～16に係る発明は、その大部分について、本願明細書において発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えている、すなわち、明細書に記載した範囲を超えるものであり、PCT第6条に規定される裏付けに関する要件を満たしていない。

ここで、技術常識をふまえて本願明細書全体を考慮し、本願請求項1～16に係る発明のうちの、“本願請求項7における一般式(III)の*_Aが本願請求項4の一般式(II)又は本願明細書第64頁のR₅又はR₉で表される化合物、溶剤及び2～15官能の(メタ)アクリレート化合物（本願明細書[0101]付近に開示された重合性化合物）を含有する組成物であって、前記化合物の含有量が前記組成物中の全固形分に対して30w%以上であるもの”を構成に含む発明についてのみを、有意義な調査を行うことができる部分とした。